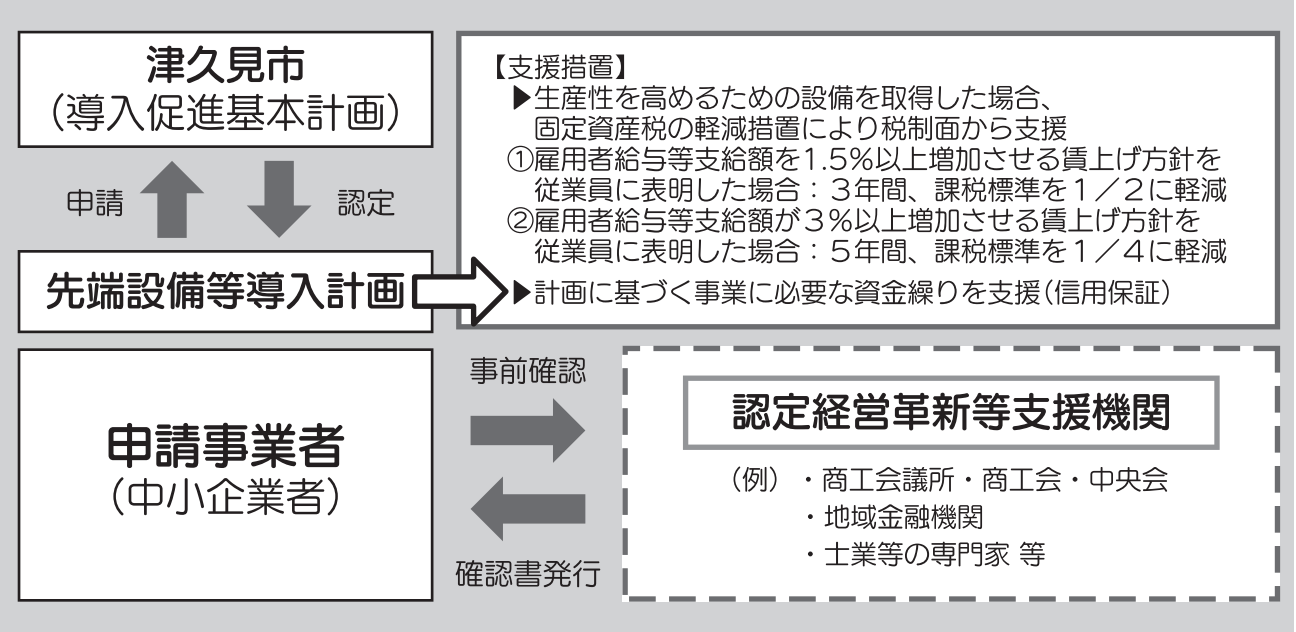


先端設備等導入制度による支援

中小企業の生産性の向上に向けた取り組みを促進するため、市区町村の先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業の設備投資を支援します。また、中小企業の前向きな投資や賃上げを後押しするため、当該計画において「賃上げ表明」を行うことが必要となり、その賃上げ表明の内容によって税制支援の内容が変わる新たな特例措置が適用されます。

(1) 制度の概要・活用の流れ

「先端設備等導入計画」は、中小企業等経営強化法に規定された、中小企業者が設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。認定を受けた場合は税制措置や金融支援などの支援措置を受けることができます。



(2) 「先端設備等導入計画」の概要

中小企業者が、①一定期間内に、②労働生産性を、③一定程度向上させるため、④先端設備等を導入する計画を策定し、その内容が新たに導入する設備が津久見市の「導入促進基本計画」に適合する場合に認定を受けられます。

①一定期間とは…3年間、4年間または5年間

②労働生産性とは…労働生産性は、次の算式によって算定します。 *1：会計上の減価償却費

$$\frac{\text{(営業利益+人件費+減価償却費*1)}}{\text{労働投入量*2}}$$

*2：労働者数または労働者数×1人当たり年間就業時間

③一定程度向上とは…

基準年度*3比で労働生産性が年平均3%以上向上すること。 *3：直近の事業年度末

→ 計画期間内における労働生産性の向上率 ≥ 計画年数×3%

④先端設備等とは…労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記の設備
<対象設備> 機械装置、測定工具および検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア

※そのほか詳細については、中小企業庁ホームページや津久見市ホームページをご覧ください。 商工観光・定住推進課(TEL0972-82-9542)までご連絡ください。

中小企業庁
ホームページ



津久見市
ホームページ



企業立地促進に関する助成金の制度について 【津久見市企業立地促進条例】

今回、市外からの企業誘致、事業所の新設・規模拡大等による設備投資、新規雇用の創出、社宅整備による住環境整備を推進し、産業振興を図ることを目的とする「津久見市企業立地促進条例」を一部改正し、「1戸建て中古住宅を活用した社宅整備」について、助成金の対象に追加しました。



【助成の種類・措置要件・内容等】

	助成措置の要件	助成内容
社宅整備助成金 ※下線部分が変更点	【社宅整備（平成30年4月1日以降に整備が完了した社宅）】 下記のすべての要件に該当する社宅が助成金の対象となります。 ①法人格を有する事業者または法人の代表権を有する役員からの申請である ②社宅整備費+用地取得費の合計が5,000万円超、4世帯以上が入居可能な社宅の新設または増設 ※ただし、1戸建て中古住宅については、社宅整備費+用地取得費の合計が1,250万円超、1世帯が入居可能な社宅の整備 ③社宅全戸数の2分の1以上に、市内在住の従業員または市外から転入した従業員が入居し、その従業員が社宅に1年を超えて入居していること ※ただし、1戸建て中古住宅については、市内在住の従業員または市外から転入した従業員が入居し、その従業員が社宅に1年を超えて入居していること	①4世帯以上が入居可能な社宅の場合 社宅整備費×5%×(50%・100%)×最大3年間(上限150万円・300万円/年) ※市外から転入した従業員の入居状況により、助成金の割合、上限額が変動します。 ②1戸建て中古住宅の場合 社宅整備費×5%×最大3年間(上限100万円/年) ※上記助成金の計算には、用地取得費は対象外となります。

設備投資や雇用にかかる助成金もあります↓

	助成措置の要件	助成内容
設備投資助成金	【事業所の立地（平成30年4月1日以降の操業開始で、その資産の取得の日から操業開始日までの期間が3年以内となる場合）】 事業所の新設や規模拡大等で事業者区分に応じて、下記要件に該当する場合、助成金の対象となります。 ①資本金の額が1億円超である法人の場合 設備投資額（家屋・償却資産）+用地取得費の合計が2,000万円超、新規雇用従業員が3人以上で1年以上継続雇用 ②資本金の額が5,000万円超1億円以下である法人の場合 設備投資額（家屋・償却資産）+用地取得費の合計が1,000万円超、新規雇用従業員が2人以上で1年以上継続雇用 ③資本金の額が5,000万円以下である法人または個人の場合 設備投資額（家屋・償却資産）+用地取得費の合計が500万円超、新規雇用従業員が1人以上で1年以上継続雇用	(設備投資助成金) 設備投資額×5%×最大3年間 (上限300万円/年) ※用地取得費は対象としません。
雇用促進助成金	【新規雇用従業員（事業所の立地に伴い市内の事業所において新たに雇用された従業員）】 下記要件の両方に該当する新規雇用従業員が助成金の対象となります。 ①操業開始日から新たに1年を超えて就業し雇用保険法の適用を受け、かつ、労働者名簿に記載されている者で市内に住所を有する者 ②従来から雇用している従業員数（操業開始日の6月前時点）からの増加分を対象（同一事業所内での配置換え、関連会社からの雇用、代表権を持つ会社役員及び短時間労働者を除く。）	(雇用促進助成金) 雇用期間1年間の新規雇用従業員1名×30万円×最大3年間 (上限300万円/年)

※3つの助成金は重複して受けることができますが、1事業者に対して上限額は500万円/年となります。

※対象となる業種や設備投資、新規雇用、社宅整備、助成内容、申請書類等の詳細については、津久見市ホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

【問い合わせ】津久見市 商工観光・定住推進課 TEL：0972-82-9542

津久見市
ホームページ

